

平田ふれんどりーハウス使用料改定のお知らせ

(開館時間等に変更はありません)

平田ふれんどりーハウスをご利用いただきありがとうございます。

出雲市では、維持管理経費の増加等をふまえ、令和8年4月から平田ふれんどりーハウスを含む市内202の公共施設の使用料を一斉に改定します。

平田ふれんどりーハウスの使用料は次のとおりです。

ご理解とご協力をお願いいたします。

<1時間あたりの使用料>

		改定後 (令和8年4月1日から)	改定前 (令和8年3月31日まで)
1階	軽運動室	使用料 2,200円	使用料 1,520円
		冷暖房料 660円	冷暖房料 456円
		合計 2,860円	合計 1,976円
	学習室	使用料 700円	使用料 500円
		冷暖房料 210円	冷暖房料 150円
		合計 910円	合計 650円
	多目的室	使用料 700円	使用料 500円
		冷暖房料 210円	冷暖房料 150円
		合計 910円	合計 650円
	談話室	使用料 400円	使用料 300円
		冷暖房料 120円	冷暖房料 90円
		合計 520円	合計 390円

2 階	料理実習室	使用料	1,200 円	使用料	810 円
		冷暖房料	360 円	冷暖房料	243 円
		合計	1,560 円	合計	1,053 円
和室 1		使用料	700 円	使用料	500 円
		冷暖房料	210 円	冷暖房料	150 円
		合計	910 円	合計	650 円
和室 2		使用料	400 円	使用料	300 円
		冷暖房料	120 円	冷暖房料	90 円
		合計	520 円	合計	390 円
集会室		使用料	700 円	使用料	500 円
		冷暖房料	210 円	冷暖房料	150 円
		合計	910 円	合計	650 円

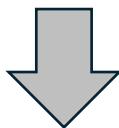
※使用は 1 時間単位です。(1 時間未満の端数は 1 時間として計算します)

また、冷暖房の使用時間は施設の使用時間に合わせます。

※営利目的の使用の場合は使用料の 10 割相当額を加算します。

令和 8 年 4 月 1 日以降の使用分について 経過措置を設けます

(平田ふれんどりーハウスは使用日の属する月の初日の 1 年前から予約が可能です)



次の①②の条件を満たす場合は、
4 月 1 日以降の使用分であっても、改定前の使用料を適用します。

◆ 条件①

令和 8 年 3 月 31 日(火) までに使用許可を受ける。

(平田ふれんどりーハウス事務室に使用許可申請書を提出し、使用許可書と納付書を受け取る)

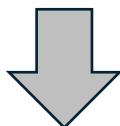
◆ 条件②

納期限(原則 許可を受けてから 1 週間以内)までに金融機関で
使用料を納付する。



- ◆ 使用料の納付がない場合、改定前の使用料は適用されません。
- ◆ 納期限までに納付できなかった場合は、使用許可を取り消す場合
があります。許可を取り消した場合は、改めて申請書を提出して
いただき、改定後の使用料で計算した納付書を発行しますので、
必ず平田ふれんどりーハウス事務室にお越しください。
- ◆ 4 月 1 日(水)以降に使用許可を受けた場合は、改定後の使用料とな
ります。

経過措置の適用を受けた 令和8年4月1日以降の使用を取消するときは



取消された場合でも、原則として使用料・冷暖房料は還付しません。

ただし、次の場合は条例・規則の規定に従って還付します。

取消の際は早めに平田ふれんどりーハウス事務室にお電話ください。

使用者の責任によらない取消 (災害発生など)	使用料・冷暖房料の 全額を還付
使用日の 15 日前の取消	
使用日の 7 日前～14 日前の取消	使用料・冷暖房料の 半額を還付
使用日当日～6 日前の取消	還付しません

使用の予約・使用許可申請・使用の取消に関するこ

平田ふれんどりーハウス事務室 ☎0853-63-3728

(祝日・休日・年末年始を除く日 09:00～17:00)

使用料の改定・使用料の還付に関するこ

出雲市市民文化部市民活動支援課 ☎0853-21-6952

(祝日・休日・年末年始を除く日 08:30～17:15)